

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○指定管理者の管理業務の一部停止	(消費生活・文化課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	五
○認証食品の認証	(食産業振興課)	五
○指定管理者の指定の取消し	(水産業基盤整備課)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(同)	六
○都市計画事業の認可(三件)	(同)	七
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(同)	八
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	八
○土地区画整理組合の解散の認可	(同)	八
○県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(住宅課)	八
○普通県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(同)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(河川課)	九
○仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託	(公営事業課)	九

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果について

告 示

九

○宮城県告示第三百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定管理者の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 管理の業務の停止の内容

宮城県慶長使節船ミュージアムの管理の業務のうち施設の利用料金の徴収・収納業務の停止

四 停止の期間

平成二十五年四月一日から同年十一月一日まで

○宮城県告示第三百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護おんりいケア	栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師一丁目百十番地一	平成二十五年三月十一日
アミカ大崎介護センター	大崎市古川李埴字山王十一番一号	株式会社HCM	東京都港区東麻布一丁目二十八番十三号	平成二十五年三月一日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
日本調剤石巻薬局	石巻市駅前北通り一―十四―二十九	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九番一号	平成二十五年三月一日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス喜楽	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	大崎市古川中里四丁目一番十五号	平成二十五年二月一日
ツクイ名取美田園	名取市美田園五丁目四番三	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	平成二十五年三月一日
シャーマゾンサロンプラザ	名取市増田一丁目五―六	有限会社ほらぐち	名取市増田一丁目五番―六号―三〇三号	平成二十四年十月十九日
リハビリ型デイサービスリハトレーション	多賀城市八幡四丁目七番五十号八幡ハイツ一F	リハトレーション株式会社	多賀城市八幡四丁目七番五十号八幡ハイツ一F	平成二十四年十月一日
デイサービスはる	栗原市志波姫堀口見渡四十七―一	株式会社み鶴	栗原市築館字留場中田百九十七―一レナーズ南三〇一	平成二十五年三月十一日
デイサービスぬくもり	東松島市牛網字駅前一―六十一―一	株式会社フエニックスエレメント	東松島市矢本字河戸三百四十二―二	平成二十五年二月一日
悠泉デイスーツ	多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	株式会社紅葉	多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	平成二十五年二月十一日

四 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なごみな	黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	平成二十五年一月一日
居宅介護支援事業所おんりープラン	栗原市築館薬師一丁目一番二十六	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師一丁目百十番地一	平成二十五年三月十一日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護おんりいケア	栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師一丁目百十番地一	平成二十五年三月十一日
アマिका大崎介護センター	大崎市古川李埜字山王十一番一号	株式会社HCM	東京都港区東麻布一丁目二十八番十三号	平成二十五年三月一日

六 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
日本調剤石巻薬局	石巻市駅前北通り一丁目十四・二十九	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九番一号	平成二十五年三月一日

七 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス喜楽	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	大崎市古川中里四丁目一番十五号	平成二十五年二月一日
ツクイ名取美田園	名取市美田園五丁目四番三	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	平成二十五年三月一日
シャーマンサンサロンプラザ	名取市増田一丁目五・六	有限会社ほらぐち	名取市増田一丁目五番一六号一三〇三号	平成二十四年十月十九日
リハビリ型デイサービスリハトレ ーション	多賀城市八幡四丁目七番五十号八幡ハイツ一F	リハトレーション株式会社	多賀城市八幡四丁目七番五十号八幡ハイツ一F	平成二十四年十月一日
悠泉デイスポーツ	多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	株式会社紅葉	多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	平成二十五年二月十一日

八 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市北部地域包括支援セン ター	気仙沼市東八幡前三百七十七番地	社会福祉法人気仙沼市社会 福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番二	平成二十四年十月一日
気仙沼市南部地域包括支援セン ター	気仙沼市本吉町津谷松岡百六番地	社会福祉法人気仙沼市社会 福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番二	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第三百十二号

こういきデイサービス	登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目五番地の十	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日
広域介護サービス若柳	栗原市若柳字川北中町四十四番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日
J A 栗っこ南部介護センター	栗原市築館照越町田百六一四	栗っこ農業協同組合	平成二十五年三月三十一日
アイセイ薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町八十四番三十一	株式会社アイセイ薬局	平成二十五年三月三十一日
広域介護サービス田尻	大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日
居宅介護支援事業所なごみな	黒川郡大和町小野字前沢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十四年十二月三十一日

○宮城県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十五年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十五年四月五日

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇〇七四	小国の郷 石巻市須江字小国六十八	型 就労継続支援B	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十五年 四月一日
○四一〇二二〇〇八二	石巻市社協みどり園 石巻市不動町一丁目 十三番二十七号	型 就労継続支援B	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十五年 四月一日

○四一〇二二〇〇九〇	石巻市社協かしわホーム 石巻市小船越字山畑 四百十七ー五十四	型 就労継続支援B	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十五年 四月一日
○四一〇五〇〇三七五	ワークショップふれあい 気仙沼市唐桑町石浜 二百九十八ー十二	型 就労継続支援B	社会福祉法人 洗心会	平成二十五年 四月一日
○四一〇九〇〇〇五四	レインポー多賀城 多賀城市鶴ヶ谷一丁目 十一ー三	型 就労移行支援 就労継続支援B	社会福祉法人 臥生三敬会	平成二十五年 四月一日
○四一一五〇〇六〇六	アビリティーズイオン 古川事業所 大崎市古川沢田字筒 浦十五番	型 就労移行支援	アビリティーズジャスコ株 式会社	平成二十五年 四月一日
○四一二二二〇〇二三	アビリティーズイオン 大河原事業所 柴田郡大河原町字新 東二十二ー四	型 就労移行支援	アビリティーズジャスコ株 式会社	平成二十五年 四月一日
○四一二八〇〇〇六二	加美町障害者自立支援 センター 加美郡加美町字穴畑 五十九ー一	型 生活介護 就労移行支援 就労継続支援B	加美町	平成二十五年 四月一日

○宮城県告示第三百十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百九十	みやぎの純米酒	J R 東日本東北総合サービス株式会社 西条清和代表取締役社長	仙台伊澤家勝山酒造株式会社	仙台市泉区福岡字二又二十五番地一号
百八十	みやぎの純米酒	J R 東日本東北総合サービス株式会社 西条清和代表取締役社長	仙台伊澤家勝山酒造株式会社	仙台市泉区福岡字二又二十五番地一号

二 認証年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第三百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を取り消した。

平成二十五年四月五日

一 公の施設の名称

関上漁港の指定施設（ヨット専用保管施設、レジャー用小型船舶保管施設、倉庫及びクレーン）及び研修室

二 指定管理者の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合
石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
四 指定を取り消した年月日
平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第三百十八号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 名称 トラクターミナル及び周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十九号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 種類 石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業
- 名称 石巻市立町二丁目五番地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百二十号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 種類 仙塩広域都市計画緑地
- 名称 四号小野南緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百二十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所
石巻広域都市計画高度利用地区
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年四月五日

一 施行者の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成二十六年九月三十日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県気仙沼市赤岩宮口下、赤岩港、赤岩五駄鱈、赤岩老松、赤岩笹森並びに松崎北沢地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年四月五日

一 施行者の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川東地区

三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田並びに字袖浜地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十五年四月五日

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・六・百八十号 駅前南通線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県岩沼市館下一丁目地内

2 使用の部分

なし

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百二十五号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。
 平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更の内容

事務所所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、岩沼市三色吉字鶴五番地の一に置く。

（変更後）第五条 この組合の事務所は、岩沼市三色吉字竹倉部三十六番地に置く。

五 変更認可の年月日

平成二十五年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十五年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。
 平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町神谷沢字長田三十五番十四

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十五年三月二十八日

○宮城県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百五十八号）第百五十八条第一項の規定により、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅並びにこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十五年三月二十七日次のとおり委託した。
 平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百五十八号）第百五十八条第一項の規定により、普通県営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十五年三月二十七日次のとおり委託した。
 平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 河川流域情報システム保守点検業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部河川課 仙台市青葉区本町三丁目

八一一

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十五日

四 落札者の指名又は名称及び住所又は所在地 株式会社有電社 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目三

番四十四号

五 落札金額 四千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月八日

企 業 局

○宮城県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十五年四月五日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 委託した相手方の所在地及び名称

仙台市宮城野区港三丁目一番三号

株式会社仙台港貿易促進センター

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を別冊のとおり公表する。

平成25年 4月 5日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 智 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子